

報 道 資 料

平成 22 年 1 月 12 日
総 務 部 総 務 課
水島、山根（内線 2343、2344）

奈良県情報公開審査会の第 121 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 129 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

答 申 日：平成 22 年 1 月 8 日

実 施 機 関：総務部総務課

対象行政文書：学校法人 に係る収支予算書（平成 16～20 年度分）、計算書類（平成 16～20 年度分）、私立学校教育経常費補助金（変更）交付申請書（平成 16～20 年度分）、私立学校教育経常費補助金に係る実績報告書（平成 16～20 年度分）、私立学校教育経常費補助金に係る交付指令書（平成 16～20 年度分）及び財産目録（平成 16～20 年度分）

諮問に係る処分と理由

決 定：一部開示決定

不 開 示 部 分：別紙のとおり

不 開 示 理 由：条例第 7 条第 3 号（法人等に関する情報）に該当又は不存在

審 査 会 の 結 論：実施機関は、不開示とした情報のうち、次の情報を開示すべきである。

ア 計算書類のうち、貸借対照表における中科目である「有形固定資産」及び「その他の固定資産」に係る「本年度末」欄、「前年度末」欄及び「増減」欄

イ 貸借対照表に附属する固定資産明細表における「有形固定資産」及び「その他の固定資産」に係る「差引期末残高」の「計」欄

判 断 理 由：

本件行政文書について

本件行政文書は、私立学校振興助成法第 14 条の規定により、補助金の交付を受ける学校法人が作成し、所轄庁に届け出なければならないとされている財務計算に関する書類の一部である。また、学校法人が、私立学校法第 47 条第 1 項の規定により、毎会計年度終了後 2 月以内に作成しなければならない書類の一部でもある。

資金収支計算書には、学校法人が毎会計年度、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。）の収入及び支出のてん末が記録されており、貸借対照表には、学校法人の当該年度末における財務状況が記録されている。

なお、学校法人は、私立学校法第 47 条第 2 項の規定により、貸借対照表、収支計算書等を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないとされているが、何人に対して

も閲覧に供することとはされていない。

条例第7条第3号該当性について

(1) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

実施機関は、本件不開示情報のうち異議申立人が異議申立ての趣旨で開示を求めている部分については、条例第7条第3号アに該当するとしているので、以下検討する。

学校法人会計基準によると、資金収支計算書中、「施設関係支出」及び「設備関係支出」は大科目であり、「建物支出」、「構築物支出」、「教育研究用機器備品支出」及び「その他の機器備品支出」は小科目である。また、貸借対照表中、「建物」、「構築物」、「教育研究用機器備品」及び「その他の機器備品」は小科目である。

また、「建物支出」は、建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備のための支出を含み、「構築物支出」は、プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物のための支出であり、「教育研究用機器備品支出」は、標本及び模型の取得のための支出を含むとされている。「建物」は、建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含み、「構築物」は、プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物であり、「教育研究用機器備品」は、標本及び模型を含むとされている。

実施機関は、資金収支計算書及び貸借対照表の大科目の金額は開示し、資金収支計算書及び貸借対照表の小科目並びに貸借対照表の中科目の金額は不開示としている。

異議申立人が異議申立ての趣旨で開示を求めている部分に係る金額は、資金収支計算書及び貸借対照表の小科目に係る金額であり、法人の事業運営上の内部管理情報である。これらの金額については、学校法人の経営に要する経費の詳細な内訳であり、当該法人の財政状態、独自の経営戦略及び自主的な資産運用の実態を示すものであることから、学校法人の公的性格を考慮してもなお、これを公にすることにより、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、資金収支計算書及び貸借対照表の小科目に係る金額は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

しかしながら、貸借対照表の中科目については、その金額を開示することとなれば固定資産の内訳の大まかな情報をうかがい知ることが可能ではあるが、小科目の金額が開示されなければ、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえない。

そうすると、貸借対照表中、中科目である「有形固定資産」及び「その他の固定資産」に係る「本年度末」欄、「前年度末」欄及び「増減」欄に記録されている金額並びに貸借対照表に附属する固定資産明細表における「有形固定資産」及び「その他の固定資産」に係る「差引期末残高」の「計」欄に記録されている金額については、開示しても法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえないと認められる。

したがって、貸借対照表の中科目に係る金額は、条例第7条第3号アに該当しないと認められる。

(2) 補助金に関する文書について

異議申立人は、異議申立ての理由で、補助金が目的にかなった正しい使われ方がされているかを点検することが重要であるので、是非とも開示されたい旨主張する。

たしかに、資金収支計算書及び消費収支計算書における補助金収入の内訳を構成する小科目について

は、当該法人に対する何らかの公的資金による補助を示すものであり、補助金を交付する側がその金額を明らかにしていることに照らすと、これを不開示とする理由はなく、資金収支計算書及び消費収支計算書における補助金収入の欄については、小科目の金額まで開示すべきである。

本件決定においても、資金収支予算書及び消費収支予算書並びに資金収支計算書及び消費収支計算書における補助金収入は、小科目及びその金額まで開示されている。

しかし、異議申立人が異議申立ての趣旨で開示を求めている部分は、公的資金による補助を示すものではなく、補助金を交付する側で金額を明らかにしているものでもないので、(1)の結論を左右するものではない。

2 事案の経緯

- | | | |
|-----------|----------------------|-------------|
| (1) 開示請求 | 平成21年 5月 8日 | |
| (2) 決定 | 平成21年 5月22日付けで一部開示決定 | |
| (3) 異議申立て | 平成21年 6月 8日 | |
| (4) 諮問 | 平成21年 6月15日 | |
| (5) 経過 | 平成21年11月20日 | 第136回審査会 審議 |
| | 平成21年12月17日 | 第137回審査会 審議 |

学校法人 に係る対象行政文書、その不開示部分及び不開示理由

対象行政文書		不開示部分	不開示理由	
年度	行政文書の名称		根拠 (条例)	理 由
16 17 18 19 20	収支予算書			
	表紙			
	資金収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・小科目の金額（補助金収入の小科目を除く。） ・大科目を開示することにより小科目の金額を知りうる場合の小科目名 ・小科目の内訳に係る項目 	第7条 第3号	左記不開示部分を開示することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	消費収支予算書	同上		
16 17 18 19	計算書類			
	表紙			
	資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・小科目の金額（補助金収入の小科目を除く。） ・大科目を開示することにより小科目の金額を知りうる場合の小科目名 ・小科目の内訳に係る項目 ・小科目の金額に係る担当者記載事項 	第7条 第3号	左記不開示部分を開示することは、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
	人件費支出内訳表	<ul style="list-style-type: none"> ・計を除く金額 		
	消費収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・小科目の金額（補助金収入の小科目を除く。） ・大科目を開示することにより小科目の金額を知りうる場合の小科目名 ・小科目の内訳に係る項目 		
	貸借対照表	<ul style="list-style-type: none"> ・中小科目の金額 ・大科目を開示することにより小科目の金額を知りうる場合の小科目名 ・小科目の内訳に係る項目 ・注記の金額及び項目に係る説明 ・小科目及び注記の金額に係る担当者記載事項 		
	固定資産明細表	<ul style="list-style-type: none"> ・金額（差引期末残高の合計欄を除く。） ・摘要欄 		
	借入金明細表	<ul style="list-style-type: none"> ・借入先名、金額、利率、返済期限 ・摘要欄 		
	基本金明細表	<ul style="list-style-type: none"> ・要組入高、組入高、未組入高の金額（組入高の事項欄合計の前期繰越高、当期組入高、当期末残高の金額を除く。） ・基本金が1の場合の基本金の号数 ・当期組入高の内訳に係る事項及び当該事項に係る別紙 ・摘要欄 		
20	計算書類	一式		当該文書を取得していないため

特定した行政文書		開示しない部分	開示しない理由	
年度	行政文書の名称		根拠 (条例)	理 由
16 17 18 19 20	私立学校教育経常費補助金交付申請書	・人件費、設備関係経費の金額	第7条 第3号	左記不開示部分を 開示することは、資 金収支の小科目の一 部まで開示すること になり、当該法人の 権利、競争上の地位 その他正当な利益を 害するおそれがある ため
	私立学校教育経常費補助金使用計画書			
	私立学校教育経常費補助金変更交付申請書			
	私立学校教育経常費補助金使用計画書	・人件費、設備関係経費の金額	第7条 第3号	左記不開示部分を 開示することは、資 金収支の小科目の一 部まで開示すること になり、当該法人の 権利、競争上の地位 その他正当な利益を 害するおそれがある ため
	私立学校教育経常費補助金に係る交付指令書			
	私立学校教育経常費補助金交付決定に係る一覧			
16 17 18 19	私立学校教育経常費補助金に係る実績報告書	・人件費、設備関係経費の金額	第7条 第3号	左記不開示部分を 開示することは、資 金収支の小科目の一 部まで開示すること になり、当該法人の 権利、競争上の地位 その他正当な利益を 害するおそれがある ため
	私立学校教育経常費補助金使用明細書			
20	私立学校教育経常費補助金に係る実績報告書	一式		当該文書を取得し ていないため
16 17 18 19 20	財産目録	一式		当該文書を取得し ていないため